

先月7月9日から続いた大雨により、県民の皆様方が大きな被害を受けられました。行政も、防災・災害対策について、ソフト・ハード面について今後とも万全を期してまいります。県民の皆さまにおかれましては、引き続き、自らの命や家族の命を守るために、気象情報や、市町村からの避難情報等をご確認いただき、早めの避難行動をとっていただきますようお願い申し上げます。そのためにも、避難の手段などを事前に、ご家族や周囲の方々と話し合っ、避難の準備をしていただくようお願いいたします。



やすき市民防災マップ



マップのしまね

令和6年6月10日から7月3日まで開催された6月定例会について報告いたします。



(はじめに)

国外の戦争、紛争を契機にエネルギー価格をはじめ物価高騰が私たちの生活や仕事に大きな影響を与えています。

一方で、昨年度の国の税収は4年連続で最高を更新しました。円安の恩恵を受けた大手企業による法人税収の増などが寄与したということです。しかしながら、中小企業の割合の高い島根県経済は、コロナ以降改善傾向にありますが景況感は未だ良くはありません。人手不足、エネルギー・資材等高騰に加え、賃金上昇を吸収するだけの価格転嫁も思うように進んでいません。当面の生活や経済にかかわる課題は、①物価高騰等によって打撃を受けている県民生活の安定化、②医療・福祉・保育を含む産業分野の人手不足の解消、③安定的なエネルギー供給、④食料安全保障を基本理念の柱と位置付けた改正食料・農業・農村基本法の実践と切川バイパスなどの基盤整備、⑤全国における経済成長の島根県への呼び込み、事業承継、既存の中小企業や起業を考えている皆様の手を引くような環境をつくっていくこと、などです。今後とも市町村、国と連携し全力を尽くしてまいります。

令和6年度6月補正予算約4億円、総額ベースでは、約4,621億円で、前年度比で94.8%の予算、条例等が可決されました。

- 1 エネルギー価格・物価高騰対策の期間延長**
○国の補助金を活用し、農業水利施設における電気料金等の一部支援を、令和6年9月末まで延長
.....約**2,800**万円
- 2 子ども医療費補助金制度の創設**
○令和7年度からの小学生、中学生を対象とした医療費補助金制度の創設に伴い、関係するシステム改修を実施
.....約**500**万円
- 3 住宅の耐震リフォームへの支援**
○地震発生時に家屋倒壊から生命を守るため、部分的に耐震性能を向上させる家屋の改修を支援
.....約**1,000**万円
- 4 介護サービス継続への支援**
○新型コロナウイルスの感染が発生した事業所等への応援職員の派遣や追加経費等を支援(令和6年3月までの経費等を対象)
.....約**2億2,400**万円
- 5 介護職員等処遇改善加算の取得への支援**
○介護施設が行う介護職員等処遇改善加算の取得を支援するため、相談員による個別の助言等を実施
.....約**600**万円
- 6 特別職報酬等**
○特別職報酬等審議会の答申等を受けて、特別職の職員等の報酬等を増額
.....約**1,400**万円
- 7 石州瓦産業の事業再編支援**
○石州瓦産業の維持・拡大を図るため、経営統合を行う石州瓦製造事業者による産地再生計画(経営計画)の策定等を緊急的に支援
.....**1,000**万円

- 8 出雲縁結び空港連絡バスのキャッシュレス化支援**
○出雲縁結び空港連絡バスを運行する事業者が実施する運賃支払のキャッシュレス化のための設備整備を支援
.....約**800**万円
など

財源	○国庫支出金.....	2.6 億円
	○繰越金.....	1.2 億円
	○その他の歳入.....	0.3 億円
	計	約 4 億円

【今議会では、特に多くの意見書を国に対して提出しました】

本来、教育、医療・福祉については、国民の皆様がどこに住んでおられるかにかかわらず、等しくサービスが提供されるべきです。しかしながら、自治体にはそれぞれの特徴があります。住民の年齢構成や生活様式、中山間地域・離島などの地理、経済力、財政状況など、自治体の数だけ状況は違い、多様です。

多様な自治体において、あるべき等しいレベルのサービスを提供していくためには、財政の裏打ちのある国の役割がとて重要で、今回の意見書の多くは特にそうした視点から提出されたものです。

- 1. 「地方財政の充実・強化を求める意見書」
- 2. 「参議院議員選挙における合区の公職選挙法改正による解消を求める意見書」
- 3. 「学校給食費無償化のための恒久的な財源措置を求める意見書」
- 4. 「半島振興法の延長及び充実に関する意見書」
- 5. 「訪問介護事業の基本報酬引き下げを撤回し、移動時間(あるいは距離)に応じた引き上げを行うとともに、国庫負担割合の引き上げを財源とした介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」
- 6. 「全国一律の子ども医療費助成制度の創設を求める意見書」

全国一律の子ども医療費助成制度の創設を求める意見書

出生数の減少が加速し、少子化が深刻となる中、国は児童手当の拡充や幼児教育・保育の無償化など子育て世代が安心して子どもを産み育てることのできる施策の充実を図っている。しかしながら、子どもの医療費助成に関しては、国による一律の制度は設けられておらず、全ての都道府県と市区町村が独自に実施しているところである。

子育ての大きな不安の一つに子育てにかかる経済的負担の問題があるが、子どもの医療費助成制度は当該負担の軽減に資するとともに、各家庭が経済状況に影響されず医療機関への受診機会を確保できることから、子どもたちの疾病等の早期発見・早期治療につながり、健全な育成にも大きく寄与している。

しかしながら、現行の子どもの医療費助成は、地方自治体が独自に実施している制度であることから、対象年齢要件のほか、所得制限や一部負担金の有無など自治体の財政状況等に応じて助成内容に大きな格差が生じているところである。もとより、子どもたちの生活と健康は等しく守られるべきである。

国においては、昨年4月に子ども政策の司令塔としてこども家庭庁が足立したところであるが、我が国の喫緊の課題である人口減少、少子化に歯止めをかけるためには、公的医療保険制度を補完する子ども医療費助成制度をはじめとする子育て支援に対して、国としてより一層優先的に取り組むべきである。

よって、国におかれては、真に医療を必要とする子どもたちに等しく適切な医療が提供されるよう、国の責務として、全国一律の子ども医療費助成制度を早期に創設するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年 月 日
(提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣(こども政策)
内閣府特命担当大臣(少子化対策)

島根県議会

半島振興法の延長及び充実に関する意見書

半島地域は、三方を海に囲まれ、その地理的制約により産業基盤や生活環境等が他地域に比べ低位にあり、人口の減少や高齢化の進行など多くの課題を抱えている。

このような半島地域の総合的な振興を図るため、昭和60年に半島振興法が制定され、3度の延長と改正を経て今日に至っている。しかしながら、これら地域は、漁業等の衰退をはじめとした雇用機会の減少などにより、今、加速度的な人口の流出が続いている。

そのような中、令和6年1月に発生した能登半島地震は、震災の甚大さに加え固有の地理的制約の制約から災害支援の遅れが多発し、改めて半島地域のおかれた厳しい現実を強く認識する契機となった。

この地域においては、今、住民が住み続け、その生命の安全と安定した暮らしを送ることができる環境の整備が何よりも求められており、そのため、地理的不利性を克服する社会基盤の整備や自立した地域づくりの取組を支援する立法措置の充実が不可欠である。

よって、国におかれては、令和7年3月末に期限を迎える半島振興法を延長するとともに、半島地域が自立的に発展できるよう、下記事項について特段の配慮をされるよう、併せて求めるものである。

記

1. 半島地域の高規格幹線道路や地域高規格道路などについて、優先的な事業着手、候補路線から計画路線への格上げ指定を行うなど、社会基盤の整備に特段の配慮を行うこと。そのための国庫補助率嵩上げ及び国費の重点配分など支援制度の拡充を図ること。

2. 半島地域の自立した地域づくりの取組が円滑に推進できるよう、地域の資源を活かした雇用の創出につながる基盤の整備や教育・医療・福祉・子育て支援の充実など、まちづくり・人づくりなどに柔軟に対応できる半島地域に特化した新たな財政支援措置を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年 月 日
(提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

島根県議会

編集後記



今年4月6日特急「やくも」新型車両が導入されました。

「車上型の制御付自然振り子方式」を採用し、最適なタイミングで車体を傾斜させて乗り心地の向上がはかられています。また、座り心地を改善した座席を採用し、座席間隔も広げてゆったりと座れるようになりました。各車両には空気清浄機も搭載し、全席コンセントや車内Wi-Fiも完備され、安全性と快適性、居心地がとてよくなりまりました。特にこの車両の導入の前には、車いすを利用される方から、やくもの乗り降りの際、乗降口が狭く、広くしてほしいというご要望をいただいております。その点でも改善がはかられ、より多くの県内外の皆様方に利用していただける新たな「やくも」になりました。さて、来年には、大阪・関西万博が開催されます。島根県においても関西圏からの誘客促進のため、観光案内所や宿泊施設等と連携した受入環境の整備やバス料金の割引等の取組が進みます。また、5月にチャーター便が運行されたベトナムを含め、台湾など、ターゲットとする国や地域へのプロモーションや受入環境の整備も行われていきます。今後、安来市・島根県でも外国人観光客の誘致活動が進みます。

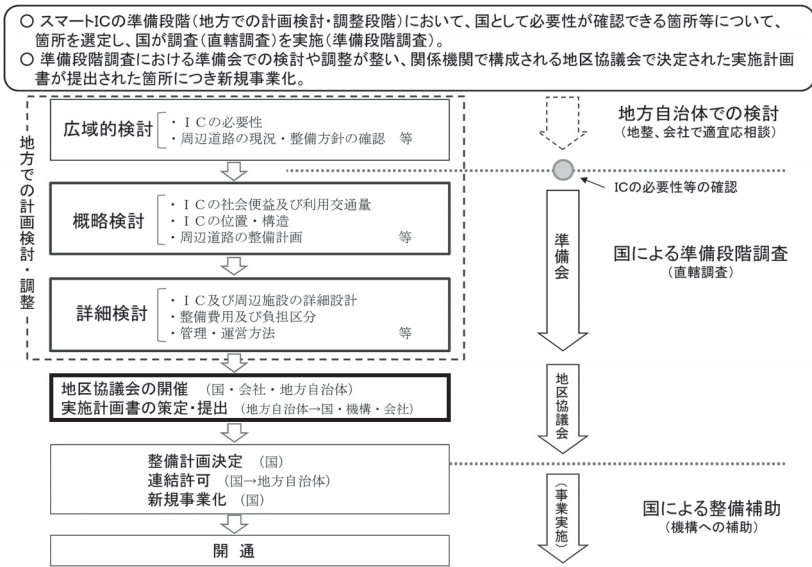
環境厚生委員会視察にて



安来スマートIC(仮称)について

安来スマートIC(スマートインターチェンジの名称は仮称であり、地元や利用者の意見等も踏まえて決定されます。)については、長年安来市を中心に積極的な要望活動をされてきましたが、昨年9月に準備段階調査箇所を選定されて以来、安来市を事務局とする準備会(市・国・NEXCO西日本及び県で構成)において、必要性、構造及び整備費など検討を重ねてこられました。そしてこの度、次の段階となるスマートICの『実施計画書』の内容を検討する「地区協議会」を初めて去る7月11日に開催されました。

スマートインターチェンジの検討・整備について



島根グリーンビジネスフォーラム

グリーン成長戦略(概要)

出典:経済産業省

(令和3年6月18日策定)

- 温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、「成長の機会」と捉える時代に突入している。
- 実際に、研究開発方針や経営方針の転換など、「ゲームチェンジ」が始まっている。この流れを加速すべく、グリーン成長戦略を推進する。
- 「イノベーション」を実現し、革新的技術を「社会実装」する。これを通じ、2050年カーボンニュートラルだけでなく、CO₂排出削減にとどまらない「国民生活のメリット」も実現する。

2050年に向けて成長が期待される、14の重点分野を選定。

・ 高い目標を掲げ、技術のフェーズに応じて、実行計画を着実に実施し、国際競争力を強化。・ 2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算。

洋上風力・太陽光・地熱 ・ 2040年、3,000~4,500万kWの案件形成(洋上風力) ・ 2030年、次世代型で14円/kWhを視野(太陽光) 1	水素・燃料アンモニア ・ 2050年、2,000万トン程度の導入(水素) ・ 東南アジアの5,000億円市場(燃料アンモニア) 2	次世代熱エネルギー ・ 2050年、既存インフラに合成メタンを90%注入 3	原子力 ・ 2030年、高温ガス炉のカーボンフリー水素製造技術を確立 4	自動車・蓄電池 ・ 2035年、乗用車の新車販売で電動車100% 5	半導体・情報通信 ・ 2040年、半導体・情報通信産業のカーボンニュートラル化 6	船舶 ・ 2028年よりも前倒してゼロエミッション船の商業運航実現 7
物流・人流・土木インフラ ・ 2050年、カーボンニュートラルポートによる港湾や、建設施工等における脱炭素化を実現 8	食料・農林水産業 ・ 2050年、農林水産業における化石燃料起源のCO ₂ ゼロエミッション化を実現 9	航空機 ・ 2030年以降、電池などのコア技術や、段階的に技術搭載 10	カーボンリサイクル・マテリアル ・ 2050年、人工光合成プラを既製品並み(CR)・ゼロカーボンスチールを実現(マテリアル) 11	住宅・建築物・次世代電力マネジメント ・ 2030年、新築住宅・建築物の平均でZEH・ZEB(住宅・建築物) 12	資源循環関連 ・ 2030年、バイオマスプラスチックを約200万トン導入 13	ライフスタイル関連 ・ 2050年、カーボンニュートラル、かつレジリエントで快適な暮らし 14

7月18日に島根県民会館で開催された島根グリーンフォーラム(※)では、基調講演、先進事例講演、地元フォーラム会員企業のグリーンビジネス取組紹介などが行われました。取組紹介をされた4社のうち、2社は安来の企業で、取組についても、総括において講師から高く評価され、安来選挙区選出の議員として、とても誇らしく感じました。その総括においては、講師から新たな研究領域にチャレンジする地元企業を行政として、特区制度を活用し、側面支援をしてほしいというアドバイスをいただきました。このことについては、県に対して常々要望活動(※)をしているところであり、今後とも働きかけを強化してまいります。

(※参考)○島根グリーンフォーラム:島根グリーンフォーラムは次世代産業分野として成長が期待されるグリーン分野(経済成長と環境課題解決の両立を促す産業分野)への島根県内製造業等の参入促進を目的として、島根県が事務局となり、設置された。同フォーラムでは、会員の最新製品・新技術等のイノベーション創出や、戦略構築、研究開発、事業化支援等に向けて、各種プログラムや交流会の開催、個別相談への対応、最新情報の収集や県内企業情報の発信などのサービスを提供している。○会派要望内容:「総合特区制度、国家戦略特区制度、しまね版特区制度の対象となる得る地域や分野の掘り起こしと育成を市町村と協力しながら促進し、特区の指定を受けることにより未来の産業振興、地域振興に努めること。」



かもと祐一事務所

〒692-0011 安来市安来町874-23 TEL.(0854)26-0254 FAX.(0854)26-4543
e-mail:y2-kmt@dojyokko.ne.jp

かもと祐一の活動をチェック



かもと祐一

検索